

悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第15号

地デジ便乗
トラブル

テレビの地上デジタル放送への移行に便乗した 訪問販売による点検商法や架空請求に注意しましょう！



事例

市営住宅に入居している母が、地デジ放送移行に伴う点検と言って訪問したケーブルテレビ業者に「2011年から、テレビが見られなくなる。今なら工事費は無料。」と言われ、有料ケーブルテレビの加入契約をした。契約は本当に必要か。

アドバイス

- ・**地上デジタル放送**に完全移行することに便乗した**ケーブルテレビの受信契約**を勧める事例です。市営住宅に住んでいる場合、地デジ対応のテレビ等を用意すれば、NHKを除く民放の地デジ放送は、無料で受信することができます（NHKの受信料は必要）。
- ・**ケーブルテレビの加入申込は、クーリング・オフの適用がありません。**テレビが見られなくなるという事実と異なる説明を信じて契約しているので、**消費者契約法**で取消することができます。

知っておきたいこと！

- 地デジ放送に関してわからないことがあったら、**総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター（☎0570-07-0101）**に連絡しましょう。
- 地デジ放送に関して**不審な電話や訪問販売**にあったら、**消費生活センター**に相談しましょう。
- 地デジ放送切替の**助成金**と称して、「**手数料の支払いを求める架空請求**」にも注意しましょう。



わからないこと
とはセンター
に聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号

伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)